

市民環境委員会会議録

平成18年9月26日(火)

(開 会) 9:58

(閉 会) 10:54

○ 委員長

ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

「議案第110号 飯塚市自然環境保全条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。環境整備課長が、けがで休んでおりますので、ここで環境整備課長補佐の方から説明をお願いします。

○ 環境整備課長補佐

「議案第110号 飯塚市自然環境保全条例」についての補足説明をさせていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

本案につきましては、現在、暫定施行している穂波町自然環境保護条例及び筑穂町自然環境保護条例の内容を見直し、対象地域を市全域として、土砂による埋立て、盛土などの事業に関するの周辺住民に対する説明会等の手続きを定め、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、安全な生活環境を守るために、条例を制定するものでございます。

26ページをお願いいたします。制定の主な内容と考え方について、ご説明いたします。

第1条では、目的について定めております。

第2条の定義につきましては、この条例における用語の意義を定めたものであります。同条第1号のウ及びエに規定しています「その他の」とは、前の語句が、後に続く語句の一部を例示する法令用語であり、「埋立て、盛土その他の土地へのたい積」とは、「土地へのたい積」の中に「埋立て」と「盛土」を含むものであります。

第3条から第5条につきましては、市、事業者及び市民の責務について定めたものであります。27ページをお願いいたします。

第6条の自然環境保全対策審議会につきましては、事業活動が自然環境及び生活環境に与える影響並びに、この条例の施行に関する重要な事項について調査審議をするために、審議会を設置することを定めたものであります。なお、審議会の委員につきましては、法律、環境、生物化学などの専門的知識を有する者8名以内で組織したいと考えております。また、市民につきましては、不適正な事業活動の早期発見及び防止のために、必要な意見を述べる者と規定しているため、市民の代表者を審議会委員に委嘱することは考えておりません。

第7条の届出につきましては、農地法や都市計画法などの上位法の規定により指導監督ができる事業を除外して、計画面積が1,000平方メートル以上で、生活環境に影響を及ぼすおそれのある事業についてのみ、事業者による事業計画の届出を義務付けたものであります。

第8条では、事業計画の変更等について、第9条では、事業の譲渡等について規定しております。

28ページをお願いいたします。

第10条の公告及び閲覧につきましては、届出があった事業内容、閲覧場所、閲覧期間を公告し、あわせて市報やホームページによって広く市民にお知らせして、市民の意見を求めるための規定であります。

第11条の説明会につきましては、事業活動に対する市民の不安を取り除くため、事業者、周辺住民などに対する説明会を開催するよう義務付け、その手続きや周知方法などについて、定めたものであります。

第12条の意見書及び見解書につきましては、その提出方法などについて規定し、関係機関や審議会の意見を聴き、事業計画の変更が必要な場合に事業者による改善を求めるものであります。

29ページをお願いいたします。

第13条の協定の締結につきましては、説明会や意見書、見解書などにより事業者との意見交換が行われても、まだ周辺住民に不安が残っている場合に、周辺住民と事業者が協議して、少なくとも周辺住民の事業場への立入りを認める協定を、事業者に求めた努力規定であります。

第14条の不適正な事業活動の防止につきましては、市と市民が連携して、不適正な事業活動の早期発見及び防止のために行わなければならないことを定めるものであり、第15条の報告及び立入調査につきましては、事業者に報告を求め、当該職員を事業場に立ち入らせることができる規定を設けたものであります。

30ページをお願いいたします。

第16条では、指導及び勧告について定めるものであり、指導とは「なすべきことを指示し、相手方を一定の方向に導くもの」、勧告とは「相手方の処置に対し具体的な事項を指示し促すもの」であります。

第17条の必要な措置等につきましては、事業者が、指導又は勧告に応じない場合、原状回復や危険物の撤去など、市長が必要と考える措置を命令できると定め、かつ、事業者が命令に従わない場合には、市長が告発や訴訟もしくは市民の生活を守るために必要な財政措置などを講ずことができると規定したものであります。

なお、命令とは「具体的な義務を課す処分」のことであります。

第18条の公表につきましては、事業者が勧告又は命令に応じない場合などに、法人名などを公表できると定めたものであります。

また、罰則を規定していないのは、内住の産廃問題や高田の不法投棄問題などが解決できない現状から見て、たとえ勧告や命令にも従わない事業者に罰則を科したとしても、現状を回復できる見通しはなく、審議会の意見を聴いて、特に必要があると市長が認めたときに、公表による制裁措置がありうることを事業者に伝え、改善を求めて行くことに実効性があると判断したものであります。

第19条では、委任について規定しております。

31ページをお願いいたします。

附則において施行期日を平成18年12月1日と定めておりますが、議決後におきましては、速やかに条例の目的や様々な手続きの方法などをホームページや市報に掲載し、又あわせてパンフレットの回覧や配布などを通じまして、広く市民と事業者十分に周知をしてみたいと考えております。

また、筑穂町自然環境保護条例及び穂波町自然環境保護条例の廃止に伴う経過措置として、旧条例で同意をした事業につきましては、本条例の「届出」「説明会」「意見書及び見解書」などの規定に基づく手続きが完了しているものとみなし、本条例により不適正な事業活動を防止していくこととしております。

また、旧条例で不同意をした事業及び本条例の施行期日前に行われた事業につきましては、遡及適用することが出来ませんし、施行期日までになされる旧条例に基づく申請に係る事業につきましても、関係機関との協力体制を強化し、特に森林法、採石法、廃掃法などの法令に違反した事業活動が行われないように、事業者を指導してまいります。

なお、お手元に本条例の補足資料として、資料の1と2を配布いたしておりますので、若干の説明をさせていただきます。

その前に申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。資料の1の見出しで「自然環境保条例」となっていますが、申し訳ありません。「自然環境保全条例」の誤りでありますので、ご訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

資料の1につきましては、上位法で規制がなされている事業であっても、自然環境及び市民の生活環境に影響を与えるおそれのある事業について明記し、第7条の事業計画の届出から第

12条の意見書及び見解書までの手続きなどを図示しております。また、網掛けの部分につきましては、規則で定めるものを示しております。

資料の2につきましては、第14条以下の不適正な事業活動に対する市と市民と関係機関の対応について図示しておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上、「飯塚市自然環境保全条例」についての補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 林委員

飯塚市自然環境保全条例に対して、質問を行います。1の目的のところについて、第1条で自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を行うのは、1番に事業者ではないのでしょうか。

「市と市民が連携して」とありますけども、ここは「市と市民及び事業者が互いに協力し、連携して」となっているのが本当ですけど、なぜ書き込んでないのでしょうか。

○ 環境整備課長補佐

只今のご質問につきましては、基本的には、その通りだと考えてはおります。それで目的におきましては、今までの旧筑穂町・穂波町におきまして、旧条例を施行してまいりましたが、その中で、当然事業者が適正な事業活動を行うことは、もちろんのことでありまして、それに対して、関係機関、市としてもそれなり指導監督、様々なことを指導していくわけですが、その中でも特に、飯塚市を全域としまして、それぞれの地域の中で、市民の方に常にそういった事業活動の恐れがないように注意を払っていきたくて、そういう思いからこの目的にその部分だけを定めたものでございます。

○ 林委員

でも、ここには、「その事業活動を未然に防止することにより」って次の行にも書いてありますように、市と市民に対して、そういう防止活動をするということよりも、一番大事なことは、その事業者が事業活動を自然環境に重大な影響を及ぼさないように活動するということが、一番なことなので、ここは、市と市民が連携してというよりも、市と市民及び事業者が協力し、連携するべきことではないでしょうか。

○ 環境整備課長補佐

事業者に対しましては、当然その他の条項で規定しておりますように、届出それから説明会等つきまして、いろんな問いかけをしながら、指導そういったものを行っていくわけですが、その中に極めて、まずもって、市民がその事業活動に対して、今まで以上に関心を持っていたきたいという思いが一つあります。そのために、説明会の中でいろんな質問を投げかけていただいて、それに十分に事業者に対して、応えていただきたいし、その事業者が応えない場合につきましては、不適正な事業者であると定めておるものでございます。それで、ここで目的に定めております「防止」というのは、その言葉だけではなくて、その意味するものというものは、もう少し広範囲な、要するに市と市民が協力して、注意その他を含めて、違法な行為を防ぎたいという思いからでございます。それで事業者が何度も言いますように適正な事業をすることは、当たり前でございます。ただ現状からして、そうは言ったものの、それなりの指導は、してきておりますが、その中でも悪質な業者の防止に繋がっていないのが現状でありますので、そこを極めて市と市民が協力して、防止に努めたいという思いでございます。

○ 林委員

何度も同じことを答えていただいているのですが、やっぱりそうしたら、なおさら、その「事業者」という言葉を書き込む必要性っていうのを私は感じますが、次の質問に行きたいので、このへんで止めときます。

次、定義の第2条の3番目ですね。「周辺住民」というところですけども、この事業計画地が所在する自治会の区域に居住する、或いはその隣接する自治会を含むとありますけど、非常

にその周辺住民という定義が狭すぎると思うのですね。ここに一番上に目的で「市と市民が連携して」って言うてあるとなら、「周辺住民」じゃなくて、ここは「市民」っていう言葉が最適なんではないか、何か非常にここで、上では「市民がしなさい。市民がこういうことをしなさい。」ってうたっておきながら、この定義の三番目になってきたら、「周辺住民」という非常に場所を狭くするっていうところが、何だかふに落ちない場所なんです。ここは、「市民」とすべきじゃないのでしょうか。

○ 環境整備課長補佐

先程の説明と少しくロスする点があると思いますが、私どもは、事業者に対しましては、その違法な行為をする者につきまして、極めて最終的には公表も踏まえた中で、対応していこうと考えておりますが、そもそも事業活動者に対して、その事業活動の説明をしてください。その前に届出を出してくださいという段階におきましては、全ての事業者は、適正な事業を行っていただけるものという気持ちでおります。その中で、そもそもこの条例を定めた一つの考え方といたしましては、本来、市が事業活動をいろんな阻害することはできない。してはならないというふうに考えております。それで事業そのものにつきましても、いろんな事業を規定しているものではございません。その中で規定の方でも示しておりますように自然環境の保全及び市民生活に影響を及ぼす恐れのあるものというふうに定義をいたしております。それで、恐れのある事業につきまして、説明会をお願いしたいと考えておるわけですが、その説明会も当然これは事業を開始する時期、場合によっては、事業者っていうのは早く事業をしたいというところもございますし、市民の方全員に説明というのは、まず考えられません。その中で事業を行う場所のその周囲を一つ「周辺住民」というふうに規定いたしております。ただ後の条文で説明会に参加できる方々を規定いたしておりますが、その中では、その周辺地域には、生活されておらなくても、その所で事業活動をされている方々、言い換えますと他の所から、そこに出向いて、何か商売をしてある方々とか、例えば下流域で何か影響を及ぼす恐れのある方とか、場合によっては、そういったその自治会が、こういった方々にも参加して欲しいといった方々につきましては、認めるというふうに規定をいたしておりますので、あくまでも、この第2条の第3号の「周辺住民」につきましては、あくまでも、この一つの用語の説明で終わらせていただいております。

○ 林委員

次に、第3条の「市の責務」というところの質問をしたいと思います。この第3条の1行目にですね、「市は、自然環境の保全及び安全な生活環境を守るために必要な施策を総合的に実施しなければならない。」とありますけど、その自然環境の保全及び安全な生活環境を守るためには、“必要な施策”では、足りない。「あらゆる施策”を総合的に実施しなければならない。」じゃないかなと思うのですけど。

○ 環境整備課長補佐

ご指摘の分についても、わかりますが、現飯塚市といたしましては、全体的な考え方といたしましては、環境基本条例というのを定めております。その中で、あくまでも先程から言っておりますように、特に市民の生活に影響を及ぼす恐れのある事業について、いろんな手続きを定め、また市、それから市民、それから事業者等の対応を定めておるものでございます。そのところを考えながら、この条文におきましては、必要な施策を総合的にというような位置付けにしております。

○ 林委員

その次の質問に行かさせていただきます。第3条の2番目で、市はこの条例の施行に関し、条例の公開に努めなければならないとありますが、これは、情報公開条例に基づいてであれば、「努めなければならない。」ではなくて、情報の公開を住民から求められたら、「しなければならない。」のではないのでしょうか。

○ 環境整備課長補佐

当然、お尋ねのとおり、情報公開に基づきまして、資料の請求というのは、されてよろしいわけですが、この条文であえて規定いたしておりますのは、市民がいろんな例えば閲覧とか、その後、意見書を述べる際に、必要な情報につきましては、そういった手続きを踏まなくても市としては、出せるものは事前に出すという規定でございます。

○ 林委員

そしたら、市この条例の施行に関して、情報の公開に努めなければならないというところは、その情報の公開を市民が求めなくても、情報公開という形でなくても、情報は提供される。だから、ここは、「努めなければならない。」っていう努力規定でもいいっていうこと。そういう意味なのですか。

○ 委員長

環境整備課長いいですか。逆に自然環境保全条例のフローチャートこれの方から説明していただいたほうが、この条例の内容と趣旨がわかると思うのですが。これに全部そういうことが集約して入っていると思います。だから、どんな風にします。こっちのはい、環境整備課長補佐。

○ 環境整備課長補佐

そういう考え方もできますけども、ご覧になっていただければ解るように、このフローチャートにつきましては、手続きの部分と不適正な事業に対する対応について、列記いたしておりますが、お尋ねのようなどころまでは、まだ今からもまだ質問が出ろうかと思いますが、第何条の第…、こういった部分というような表示となっておりますので、質問者の意図におきましては、このフローチャートだけでは説明がちょっとしかねるかなと思っております。

○ 林委員

次、4番目の質問に行きます。事業者の責務、第4条では、「周辺住民に対する当該事業の説明に努めなければならない。」とありますが、これも努力規定でいいのでしょうか。義務規定ではないのかと思っております。

○ 環境整備課長補佐

今までの質問、それから今から予想される質問の内容も予想してですが、何度も言いますように、確かに、この条例の中では、一定の義務を課したものはございます。ただ、その義務につきましても、先程から申し上げておりますように、事業者に対しては、ある意味、お願いでございます。というのが、届出・説明会をされるまで、事業活動に入るまでは、何ら違法な行為が行われていないというところからですね、条文に規定する場合につきましては、そのような「努めなければならない。」とかいう表現が、ほかの条文にも数箇所出てくる場合がございます。

○ 林委員

次の質問に行きます。第4条の2番目です。次、「その影響が生じ、又は、その恐れがあるときは、自らの責任において、直ちに適切な措置を講じなければならない。」って、これ事業者のことでですけど、これ「自らの責任において」って書いてありますけど、ここは自らの責任と負担において、その負担も事業者が持つべきなんではないかなって思うのです。そこ明記してなければならないんじゃないかなと思うんですけど。

○ 環境整備課長補佐

この責任につきましては、その負担も含んでおると解釈できると思っております。

○ 林委員

5番目の協定の締結っていうところ。13条のところをお願いします。ここは、「事業者は…、」っていうところから、「協定の締結を求められたときは、その締結に努めなければならない。」また、同じことを言うんですけど、努力規定にしてしまっていて、これを義務

規定とすることはできないのでしょうか。

○ 環境整備課長補佐

先程から何度も義務を課すことは、できません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 瀧本委員

旧筑穂町のですね。自然環境住民会議をですね、県の方にですね、今まで30回、40回と
いろいろな交渉を問題があつてしたんですけど、県の方はですね、法にのってやっているとか、
指導をいくらしているとか言いながらもですね、なかなかうまくいかなくて、今、例えば
筑紫野なんかでいろんな死人が出たりですね、今、免許取り消しになっていますし、筑穂町で
もですね、まだ廃棄物が入っています。産業廃棄物問題はですね、県の認可事業だと思うんで
すよね。許可事業で。市条例を市長は、いろんな勧告ができる指導ができると業者に対して、
それができるとやっていますけど、この市の条文の中にはですね、多分入れられないと思う
んですが、どうしても業者が言うことをきかないという場合にですね、せめて県の許可事業で
すから、県の方に何とか指導をお願いするというような文言をですね、できない中でもですね、
何とか市として、そういう気持ちがあるかどうかですね、是非これお聞きしたいと思ひまして
質問させてもらいました。どうでしょうか。

○ 環境整備課長補佐

委員、今お尋ねのとおりだと思っております。それで、極めて文言といたしましては、簡単
な表示とはなっておりますけども、私どもいたしましては、関係機関という中に、県、国、警
察とも含めた中で、いろんな調整、意見を聞きながら、指導といいますか、対応をしていき
たいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○ 委員長

ほかに質疑ございませんか。

○ 山本委員

先ほどの説明の中で6条の飯塚自然環境保全対策審議会、委員は8名以内というようなこと
で述べられたと思ひますが、その8名以内という基準というか、そういった部分の詳細がわか
りましたら教えてほしいんですが。

○ 環境整備課長補佐

この8という数字には特別の意味はございませんが、ただご存知のように旧条例におきまして、
委員につきましては10名以内という定義したものもございました。ただ今回の条例の制定に
おきまして、審議会そのものの考え方、また審議会がなすべきものというものをいろいろ検討
した中で、今までのようにただ単に同意をすとか例えばだれそれに物を申すといった規程で
はございません。少なくとも先程も申し上げてきましたように、市民の生活に極めて影響のあ
る事業、このことについて市民はいろんな形で意見も述べる事が出来るんですけども、市と
しましてその事業が確かに影響があるという判断の中で審議会の意見をはかりたいと、ならば
審議会の委員さんにつきましては、説明でもふれましたように法律に詳しい方、言うなれば弁
護士さんとか環境、生物化学、地質学とかいろいろあるかと思ひますが、そういう中で定
めていく場合に8名以内が適当というふうを考えております。今私どもは、その中でも大体
6名くらいを想定して今後もそういう方々をお願いしていきたいというふうな考え方を一つ持
っております。

○ 山本委員

わかりました。しかし、その今言われる中で例えばこの2条に関するようなことになりま
すが、事業をされる方が森林法の関係、例えば土砂の採掘それから埋め立てといろいろあり
ます。しかし、かなり問題になっておるのは基本的には産廃の問題にされよう方が、みんな市民の

方々が一番注意しておくことだろうと思います。だから事業によって委員の構成も変わるかと思うんですね。だから柔軟性を持たせたほうがいいんじゃないかというような考えがひとつ、それから先ほど8名以内ということでお尋ねいたしました、旧筑穂町のときは12名以内だったと思います。そういった中で筑穂の方は議員が議会の方も確認のためということで出ていたと思いますが、今度は議員は無しのところでの委員だと思います。それでやはり一番の問題とするのは、理解していただきたいのは県の許認可事項といたしますか、そういった部分での意見書交付の関係でこういう問題等が出てくることだろうと思いますので、その委員の人数は8名以内とこだわらず、もうちょっと柔軟性をもたせたほうが私はいんじゃないかと思うので、その点いかがでしょうか。

○ 環境整備課長補佐

私どももご指摘のとおりと考えておりますが、今から施行してまいりますので一応8名以内若しくは6名のところを想定しながら今後の進めていく中で必要があれば、ご指摘のとおり見直しをしていきたいと考えております。

○ 委員長

他に質疑はございませんか。暫時休憩いたします。

休憩 10時35分 休憩

再開 10時38分 再開

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

○ 吉田委員

瀧本委員さんもおっしゃってましたように全国的に特に問題になっているのは、ほとんど産廃が数多く問題になっておることが多いものですから、わかる範囲内で結構ですから三つ四つ質問させていただきたいと思います。まず、現在飯塚市内に産廃場はだいたいいくつあるんでしょうか、わかりましたら教えてください。

○ 環境整備課長補佐

大変私自身の認識不足でしたら申し訳ございません。私としましては最終処分場といたしましては、内住のところ一箇所かなと考えておりますが。

○ 吉田委員

そうですか、産業廃棄物、私もよく詳しくはわからないんですが、産業廃棄物処分場というのは、いくつも小さなものがあるんじゃないでしょうか。

○ 環境整備課長補佐

ただ私も説明の方に加えましたように、例えば高田の不法投棄とか旧筑穂町の地域のおきましても様々な不法投棄の中で産廃物が入っておるといような場所は複数ございます。

○ 吉田委員

例を出しますけど八木山の上り口にもあるんですよ。もう一箇所あるとも聞いてますけど。そういうのは産業廃棄物、名称は何でいうんですかね、何か出来てますけど。小さな建築の後を持って行って捨てる場所があるじゃないですか。そういうのを私たちは産廃場と小さくても大きくても言ってるんですが、どういうふうに分類してあるんですかね。言葉で教えてもらいたいんですが、私たちは分類の名称が分からんもんですから。建築の廃材を持って来て、やっぱりそこは県から産廃の許可を受けていると思うんです、業者が、そういう施設を言ってるんですよ。そういうのは正式な名称が分からんもんですから、そこんとこ分かれる範囲内で、こういうのはこういう処分場と言うんですよと、これはこう言うんですよという説明を聞きたいんですよ。私はその小さいのまで含めて、一応私は産廃場と言ってたもんですから、それを伺いたかったんですけどね。一つくらいしか出てこんもんですから、例えば八木山にあるのなんかは、どれに入るのかなと思って。

○ 環境整備課長補佐

申し訳ありません。具体的に個々の名称まで私は存じませんし、またここで規程しております廃棄物というのは、広く考えたものでございます。今指摘の中の中でも一つには最終処分場としましては、私自身は内住というふうに考えておりますし、その他中間処理施設とか焼却施設とかあるというふうなことは聞いておりますが、個々にどういったものでどういった事業をしておられるかということまでは私自身は把握しておりません。申し訳ございません。

○ 吉田委員

今、説明お聞きしましたけど、踏み込んでおられる内容がこういう程度だから被害が起きてくるんじゃないかなと思うんですよ。分かりますけど。そしたらこの産廃場なんかを管理する県の課の名称は何と言うんでしょうか。そしてまた分かりましたらその課の職員さんの数、大体どのくらいおらっしゃるのか分かったら分かる範囲内で教えてください。

○ 環境整備課長補佐

県の方は廃棄物対策課、それから別の課でそういった不法な行為に対する指導をする課というのがございますが、その指導する課は私も具体的に今ここでさっと頭に思い浮かばないんですが、人数的にはそれぞれの課におきまして15名程というふうに思っております。それから付け加えさせてよございませうか、少し。この条例の中で、一つにはお尋ねの中で重要な部分といたしましては、そういった廃棄物の最終処分等を含めたもの、または県が許可して行われているものについてのお尋ねだろうと思っておりますが、特に産廃につきましてはそもそも県が、県としまして条例を規程して届出の義務とか説明会というものをきちっと規程いたしております。それで、今まで内住の問題に検証していく中で、市が例えば中に入って調査が出来なかった、市といいますかその当時は町だったと思っておりますが、そういうことも考えあわせながら、この条例ではあくまで県が許可するものであっても、届出をさせると、そして届出をさせた中で私どもがその事業活動についていろんな報告を求めたり立ち入り調査をしていきたいと。直接指導とかそういったものについては、あくまでも許可権者である県と考えておりますので、今まで以上にお互いの連絡を図りながら十分な対応について強化につとめていきたいというふうに考えております。

○ 吉田委員

八木山にそういう処分場があるのは知っておられました。

○ 環境整備課長補佐

私といたしましては、具体的には存じ上げておりません。

○ 吉田委員

市として、いろんな引継ぎ等で今まで課が違うかったから、どんなの私も分かりませんけれど、こういう問題を、今条例を整備されようとしている中に八木山にそういう処分場があるのかないのかよう分かりませんでしたというのは、どんなもんなんだろうかね。とにかく今までいろんな会話の中で、県の産廃場に対する管理体制がものすごくずさんだということを、しょっちゅう聞いてたんですよ。だから問題が起きてから動き回るけど、こういう問題は問題が起きない前にチェックしよかんことには、必ず起きる問題だと私は思っておるんですよ。だから、県が産廃場を許可してますね。これのチェック体制と言いますか、検査等は県は問題が起きてからやられてるんでしょうか。定期的に、例えば一ヶ月に1回とか二ヶ月に1回とか立ち入り調査、検査をなさってるんでしょうか。それもちよっとお聞きします。

○ 委員長

吉田委員よろしいですか。基本的にそういったことも含めて今後そういうふうなことを進めていこうということで、こういう保全条例を設置しておるわけですから、しかも許可業務については県でやってますからね。だからそういうことも要望を出してやらんのですか。だからそれを深く追求されても、それに対して答えられるということはありませんのでね。そのあたり了承してください。

○ 吉田委員

委員長からおしかりを受けましたけども、市と県のコンセンサスが今絶対上手くいってないと思います。市の職員さんからも県の真剣さが足りんように思えるなということ何度も聞いたことがあります。問題が起きてから動き回ってるんですよ。だから、こういう自然保全条例とか作っても本当立派なものが出来上がっても、私個人としては気慰めぐらいしか思わないんですよ。だからこの中に県がもうちょっと真剣にやられるようにとにかく回数月数は分かりませんが、問題が起きない前に月に1回の検査とか二ヶ月に1回の検査とか、こういうのも県にやっていただくとかいうようなのも私は中身として入れていただきたいと思うんですよ。いずれにしても今後市も県も厳しいチェックをしないと問題が起きてから動きよったっちゃ大きな問題が絶対出てくると思います。まして八木山なんか今さっき出しましたけど、今健全に行われていると思いますけど、高いところですから必ず水は高いところから低いところへ流れて行くんですよ。低いところに出来るんだったら低いところから高いところには行かないんですよ。そして自然を一番大事にせないかんようなところに、真上に出来ているみたいなんですよ。そしたらその下に最近行きますけど、水を売っているところが出来てるんですよ。だからああいうところの水も問題が起きてないからいいようなもの問題が起きたらああいうところの水なんか飲めませんよ。真下ですね、その産廃場が出来ている真下にどっか民間の方がガソリンスタンドみたいに水を販売するようところが、近頃何回か通ってみましたけども、こんなところに来るとわいとね、その真上に産廃場が、名称は何て言ったらいいか分からないけど、私は産廃場と思ってましたけど、出来てるんですよ。また市もそういうところをあまり知らないというような答弁が返ってきましたからね、委員長さんからもご指摘受けましたようにこういうことを厳しいことをこの中に盛り込んでください。要望して終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 林委員

先ほど様々な質問から新しい飯塚市の自然環境保全条例には、事業者の責務を明確に記すことが欠落していることが明らかになったと思います。詳しい内容は本会議で述べることとし、この条例では自然環境を一番破壊している事業者を厳しく取り締まることは出来ないと思います。よって、今回の条例に私は反対します。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第110号 飯塚市自然環境保全条例」は、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。賛成多数。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、市民環境委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。